資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とし、減少額の全部を資本準備金に組み入れることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年七月三十一日であり、株主総会の承認決議は、平成二十四年五月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年六月四日

宮城県黒川郡富谷町富ケ丘四丁目二六番四号
有限会社ジー・エル青葉
取締役　野地　宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年七月五日であり、株主総会の決議は、平成二十四年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年六月四日

大阪府大阪市生野区鶴橋二丁目一八番一四号
有限会社木村豊商会
取締役　仲西　快勝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年六月四日

福岡市博多区住吉三丁目五番地五
株式会社セントール
代表取締役　馬場　広次

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年七月三十日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年六月四日

徳島県徳島市昭和町一丁目三七番地
相互産業株式会社
代表取締役　板東　豊治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

青森県八戸市大字河原木字浜名谷七六番地四
トーテツ建材株式会社
代表取締役　田中　能成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

茨城県猿島郡境町大字下小橋八六七番地
株式会社関東メタル
代表取締役　岡村　昭博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

栃木県小山市横倉五九〇番地二
トーテツ興運株式会社
代表取締役　清水　明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

栃木県小山市横倉新田五二〇番地
トーテツメンテナンス株式会社
代表取締役　東　一洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

栃木県小山市横倉六六二番地
トーテツ産業株式会社
代表取締役　小林　賢治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

静岡県沼津市足高三九六番地の五九
株式会社ＩＫＫ
代表取締役　入澤　頼雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月四日

愛知県犬山市大字犬山字北白山平二番地先
木曽川観光株式会社
代表取締役　桑原　正則

限定承認公告

本籍東京都中野区新井一丁目五七番地、最後の住所東京都世田谷区代田三丁目四番一四号

被相続人　亡　片岡　哲哉

右被相続人は平成二十四年二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

東京都世田谷区代田三丁目四番一四号
相続財産管理人　片岡　光雄

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市港区浜二丁目一四一〇、最後の住所愛知県名古屋市港区浜二丁目一四番一三号

被相続人　亡　柳瀬　孝一

右被相続人は平成二十三年一月四日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

愛知県名古屋市港区浜二丁目一四番一三号
相続財産管理人　柳瀬　和美

限定承認公告

本籍鹿児島県伊佐市大口曽木三六一一番地、最後の住所大阪府吹田市上山田三番一―六一五号

被相続人　亡　米森　勉男

右被相続人は平成二十四年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

大阪府吹田市上山田三番一―六一五号
相続財産管理人　米森ひろみ

限定承認公告

本籍兵庫県加西市広原町二七三番地、最後の住所兵庫県加西市広原町二七三番地

被相続人　亡　内藤　高

右被相続人は平成二十三年十二月六日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十四日神戸家庭裁判所支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

兵庫県加西市広原町二七三番地
限定承認者　内藤美智子

相続財産分離につき債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市大原一丁目一五五二番地二、最後の住所埼玉県深谷市折之口七五二番地六

被相続人　亡　小林　金男

本籍埼玉県熊谷市大原一丁目一五五二番地二、住所埼玉県熊谷市玉井南二丁目七五番地二

相続人　小林　昭彦

本籍埼玉県深谷市折之口七五二番地六、住所本籍と同じ

相続人　小林　直樹

本籍埼玉県深谷市人見三七六番地二、住所本籍と同じ

相続人　清水　真紀

さいたま家庭裁判所熊谷支部は、平成二十四年四月二十三日、右相続人小林昭彦、同小林直樹及び同清水真紀の各財産から右被相続人小林金男の相続財産を分離する旨命じたので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に配当加入の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

埼玉県熊谷市柿沼四四―三
相続債権者　伊藤ナツ子

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階
右相続債権者代理人弁護士　自在　暁